第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２５年（フ）第１１２２号
東京都町田市木曽西１丁目４番16号フジハイツ106
破産者　臼井　孝浩
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５１８号
岐阜県美濃市2419番地の３
破産者　有限会社酒井金型製作所
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第５１９号
岐阜県美濃加茂市中部台３丁目１番地３、住民票上の住所岐阜県美濃市2419番地３
破産者　酒井　良三
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４３２号
岐阜県羽島郡岐南町八剣４丁目68番地　セジュール八剣208号室
破産者　森　　房惠
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３０２号
岐阜市下西郷４丁目80番１、商業登記簿上の本店所在地岐阜市木田４丁目196番地
破産者　有限会社エスティ・ニィマルニ
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３０３号
岐阜市木田４丁目196番地
破産者　坂口　利男
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４１９号
静岡県三島市富士ビレッジ52番６号
破産者　二村也寸志
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第６０１号
静岡県浜松市中区和合町936番地の502
破産者　東海オール株式会社
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６７号
三重県伊勢市御薗町小林2076番地
破産者　中村建材販売有限会社
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第３０９号
滋賀県野洲市吉地1320番地２
破産者　ユアーズホーム株式会社
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成１８年（フ）第１０５５号
京都市南区東九条南松田町34番地　株式会社りさいくるｉｎｎ京都内、商業登記簿上の本店所在地滋賀県栗東市小野７番地１
破産者　株式会社アール・ディエンジニアリング
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４０号
京都府京丹後市網野町掛津853番地
破産者　遊々観光有限会社
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第６５３号
広島県安芸郡府中町大須１丁目17番13号
破産者　有限会社メディアリンク
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８９号
香川県高松市林町2545番地２
破産者　ログサービス株式会社
1　決定年月日　平成26年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第７号
兵庫県たつの市龍野町大道285番地
破産者　尾西　静男
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第６５号
長崎県佐世保市潮見町12番24号　リゾートインストロベリーハウス106号、開始決定時の住所長崎県佐世保市白南風町29番28号　サンハイツ104号
破産者　柳田　義満
1　決定年月日　平成26年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第４０６５号
大阪府箕面市瀬川１丁目16番16―201号
破産者　青江　浩司
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１０２号
大阪府東大阪市新池島町１丁目18番15号
破産者　金城　真一
1　決定年月日　平成26年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２２８号
札幌市東区北28条東14丁目２番26号　エ・アール白樺202号
破産者　前鼻　晶司
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１６９号
札幌市北区北６条西６丁目２番地３　アストリアＮ６―903号、住民票上の住所北海道室蘭市寿町２丁目15番15―304号
破産者　熱田　　学
1　決定年月日　平成26年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部